

綾瀬市教育委員会会議録

令和4年12月定例会

令和4年12月22日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教	育	長	袴田	毅	君	
教	育	長	職務代理者	田中	恵吾	君
委		員	平出	恵子	君	
委		員	亀ヶ谷	由美子	君	
委		員	齊藤	隆訓	君	

事務局職員

教	育	部	長	長谷川	裕司	君						
教	育	総	務	課	長	佐藤	三浩	君				
参	事	兼	学	校	教	育	課	長	堺	千津子	君	
学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	森山	秀徳	君
参	事	兼	教	育	指	導	課	長	上山	智也	君	
参	事	兼	教	育	研	究	所	長	生駒	美穂	君	

書記

教育総務課総務担当総括副主幹	石井	久子
教育総務課総務担当主事	野尻	裕一

令和4年綾瀬市教育委員会会議12月定例会議事日程

令和4年12月22日（木）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第27号議案	綾瀬市公立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
日程第3	第28号議案	綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程
日程第4	第29号議案	令和4年度綾瀬市教育委員会表彰被表彰者の決定について
日程第5	第30号議案	臨時代理の承認について（令和4年度一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて）

報告

日程第6	第9号報告	令和4年度第3回綾瀬市中心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告について
------	-------	--

陳情

日程第7	陳情第2号	綾北中学校のマーチングバンド活動に伴う騒音についての陳情
------	-------	------------------------------

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出はございませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席者数は5名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議12月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に田中職務代理者を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

ここで、本日の議事日程についてお諮りいたします。

「日程第6 第9号報告 令和4年度第3回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告について」は、個人情報が含まれるため、綾瀬市教育委員会会議規則第8条第1項第3号の規定により、非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。本件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第9号報告は、非公開審議とすることに決しました。

なお、議事進行上、本件につきましては最後に審議いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第27号議案 綾瀬市公立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第27号議案 綾瀬市公立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、下段に記載のとおり、令和5年度における学年始休業の期間の特例を定めるため、所要の改正をいたしたく、提案するものであります。

それでは、議案資料1ページ以降に新旧対照表がございますので、ご覧ください。

右が現行の内容、左が改正案でございます。

学年始休業につきましては、本規則の第3条第1項第3号において4月1日から4月4日まで、小学校第1学年については4月1日から4月5日までとされておりますが、令和5年度は4月1日、2日が土日のため、始業式や入学式等の準備を行う期間が大変短くなっております。

そのため、始業式や入学式等の準備を行う期間を確保し、教職員の働き方改革を推進するため、本規則の附則第3項に、令和5年度の学年始休業の期間について4月1日から4月5日まで、小学校第1学年は4月1日から4月6日までとする特例を定めるものでございます。

なお、授業日数については、令和6年がうるう年のため、令和5年度については調整いたしません。

次に、議案書の1ページにお戻りください。

中段の附則にございますとおり、施行期日は、公布の日からとしております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第27号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

平出委員。

○委員（平出恵子君）

令和5年度に限り6日が始業式、7日が入学式になるとのことで、これは準備期間が短いということが理由とおっしゃっていましたが、保護者の理解をいただくに当たって、ちょっと混乱を招かないかなという懸念があるのですが、いかがでしょう。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

保護者への周知につきまして、新生児に対しては入学説明会、在校生に対しては学校を通じて、細かな対応で周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○教育長（袴田毅君）

はい。平出委員。

○委員（平出恵子君）

小学校の今年のみ、ということですよ。そのところの説明もしっかりと保護者に理解いただけるように説明が必要になると思います。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

令和5年度に限りまして、小学校・中学校とも、学年始休業を伸ばす形になりますので、中学校の入学式につきましても、1日ずれるというような形になってまいります。

それも含めて経緯の説明をしっかりしていくように進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○委員（平出恵子君）

中学校も延びるということですね。小学校のみかと思っていました。第3項のところを読むと、小学校だけかなという印象を持ちましたが、中学校についても、ということですよ。

○教育長（袴田毅君）

学年始休業が6日までになるのは小学1年だけですね。小学2年以降と中学校は5日まで学年始休業となります。周知の徹底をよろしくお願いします。

○委員（平出恵子君）

はい、わかりやすいような説明をお願いします。

○教育長（袴田毅君）

他にいかがでしょうか。

はい。亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

これは自分の意見ですが、PTAの役員として先生方と接している中で、4月初めの入学準備がどれほど大変か色々な先生からお話も聞いていて、実際に私も自分の目でバタバタしている先生方を見ているので、令和5年度に関しては良かったなという思いと、授業日数の確保などの問題もあると思いますが、できることなら令和5年度に限らず、余裕を持った状態で毎年新学期を迎えられたら、先生方も少しは余裕ができるのかなという思いがあるのですがいかがでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

思いということで。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

小学校1年生の担任の先生は、1人ずつ机の横にひらがなで名前を書いたりとか、クラスを少しでもこう、掲示板をにぎやかにしたりとか、すごくご苦労されているのを見ているので、やはり時間が必要なのかなと思いますし、それをするために、土日に出勤せざるを得ないというようなことはあってはならないと思うのですね。先生方にも家庭があるので。だから、勤務時間にちゃんとそれができるようにするためにも、日にちを。この時期の1日はとても長く、重要だと思いますので、授業日数の調整ができるようであれば、今後も考えてもらえたらと思いました。

○教育長（袴田毅君）

今後も準備時間をしっかりと考慮して考えて欲しいと。アンテナをしっかりと張って見て欲しいということを要望として受け取っておきます。

他はいかがでしょうか。

はい。田中職務代理。どうぞ。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

まず質問ですが、附則に次の1項加える、とございますが、管理規則を見ると、附則が非常にいっぱいあるのです。附則を加える場所はどこになるのでしょうか。明確にしていただければと思っています。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

附則の入る場所ですが、本則の内容に例外を設ける場合、制定時の附則に書き加える形になります。

今回の規則ですと、第30条の下に附則が第1項、第2項とありますが、その次に第3項として書き加えられる形になります。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしいでしょうか。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

分かりました。

意見になりますが、令和5年度という前置きがあるのですが、来年から4月5日までになるように一瞬思ってしまった。よく読んでみるとそうでもないということが分かるのですが、読み方によっては保護者の方に混乱を招くケースが生じるかもしれないと思いましたので、1月から保護者へ説明するとのことですが、そういうところでも十分お話をしていかないと、混乱を招くと思いましたので、その配慮を是非ともお願いしておきたいと思います。以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい。教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

規則では議決の日から起算して7日以内に公布するものとなっておりますので、なるべく早い段階で公表させていただくという形で考えてございます。

また周知方法につきましては、混乱が生じないような形で学校と相談しながら、周知をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○教育長職務代理人（田中恵吾君）

よろしく申し上げます。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは質疑・討論なしと認めます。

これより、第27号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第3 第28号議案 綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第28号議案 綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程」について、ご説明いたします。

はじめに、議案書の4ページをご覧ください。

提案理由でございますが、上段に記載のとおり神奈川県「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部が改正され、不妊治療休暇、通称「出生サポート休暇」が新たな有給休暇とし

て新設されたことに伴い、学校職員が有給休暇等の申請等に使用する休暇等申請（届出）簿について、所要の改正をいたしたく、提案するものでございます。

それでは、議案資料3ページ以降に新旧対照表がございますので、ご覧ください。

右が現行の内容、左が改正案となり、それぞれ上段が様式の表面、下段が裏面となっております。

休暇等申請（届出）簿の様式中、「休暇等累計期間」の欄に「出サ休暇」の列を追加しております。

不妊治療休暇、通称「出生サポート休暇」は、不妊治療に係る通院等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合に1暦年につき原則5日を上限に取得することができる有給休暇でございます。

取得希望者のプライバシー保護の観点から、休暇申請時には「出生サポート休暇」の通称を使用するなど、休暇等申請（届出）簿の休暇の名称、提出する証明書類等について配慮すべきことが示されており、神奈川県においても、休暇等申請（届出）簿に「出生サポート休暇」の項目を追加しておりますことから、本市においても同様に不妊治療休暇の取得希望者への配慮が可能となるよう休暇等申請（届出）簿の改正を行うものでございます。

続いて、議案資料5ページ・6ページをご覧ください。

こちらは、会計年度任用職員及び臨時的任用職員用の休暇等申請（届出）簿でございますが、先ほどの常勤職員用の様式と同様に、「休暇等累計期間」の欄に「出サ休暇」を追加するとともに、休暇等の理由を記載する項目の一部見直しを行うなど、所要の改正を行うものでございます。

議案書の3ページにお戻りください。

下段の附則にございますとおり、施行期日につきましては、県費負担教職員の休暇は暦年で管理されておりますことから、令和5年1月1日としております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第28号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いたします。

はい。田中職務代理。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

大変良い休暇が制度化されて、喜ばしく思っています。ただ、この通称の名称、「しゅっせい」とも読めるし「しゅっしょう」とも読めるし、部長は「しゅっしょう」と読まれていましたが、統一性があるものなのでしょうか。

それと、日数は法定で5日間ということですが、年度を越えての繰り越し等はあるのでしょうか

か。

それから、もう一つはプライバシーの保護ということで、女性だけの問題ではないと自分は思っているのですが、男性も関わっていることもありますので、男女共に適用されるのか、このところで確認を含めて質問させてください。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

1点目の読み方についてのお尋ねですが、私どももこの説明を受けたときには、「しゅっしょう」サポート休暇ということで耳にしており、読み方は「しゅっせい」でも間違いではないということを確認しておりますが、出生（しゅっしょう）のほうがより一般的というふうに確認しております。

それから、2点目の繰越しについてのお尋ねでございますが、年次有給休暇は繰越しが可能ですが、こちらについては繰越しの制度はございません。

それからプライバシー保護についてのお尋ねでございますが、先ほど部長からもありましたとおり、正式名称は不妊治療休暇と申しますが、プライバシー保護の観点から出生サポート休暇という通称がついてございます。

これから学校にこの説明をする際にも、それについては配慮が必要な旨、説明をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、男女についてはどうなっているのかというふうなお尋ねでございますけれども、これにつきましては、1年に5日付与されるものではございますが、ただし、通院等が体外受精または顕微授精に係るものである場合にはプラス5日というただし書がございますので、これについては、男性でも女性でも取れるというふうに理解しております。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

○教育長職務代理人（田中恵吾君）

やはりプライバシーの観点で、自分も経験上、色々な休暇ができては躊躇されている先生たちも多く見かけました。

ですので、これは本当に配慮を要することだと思いますので、ぜひともそこは、うまく説明をして、多くの人が取れるような環境を整備していただければと願っています。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

はい。亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

私も、今回のこの出生サポート休暇が新たな有給休暇として新設されたことは本当に良かったと思うのですが、この休暇は何日ぐらいとれるのかってということ。

あと今さらながらちょっと申し訳ないのですが、県費負担教職員の方は年度末に異動のリストをいただくのでどういう方々というのは分かるのですが、県費以外の教職員の方たちは例えばどのような方たちがいるのか教えていただきたいのと、あとそれぞれ、有給休暇や勤務時間などの条件に違いがあるのかということ。

あと最後に、今現在綾瀬市の先生方は有給休暇をきちんと取れているのかどうかということ。なかなか授業があったり、クラスを持っていたりする先生たちは取りづらいかと思うのですが、やはり心身ともに健康であってほしいという思いがあるので、そういう有給休暇はなるべくならきちんと取っていただきたいなと思っています。

今現在で何日ぐらい取れているのかということが分かれば教えていただきたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

まず、1番最初の休暇が何日付与されるかというお尋ねでございますが、1年度につき5日となっております。

ただし、先ほどもお伝えしたのですが、通院等が体外受精、顕微授精に係るものである場合には、プラス5日ということとなっております。

それから、県費以外のことについてのお尋ねですけれども、市費会計年度職員も同じ学校に勤務をしてございます。

これに関しましても、今回の出生サポート休暇については、同じ条件で付与されます。

それから3つ目の有給休暇、学校では年休という呼び方に変えておりますが、これにつきましては、12月議会で、二見議員からもお尋ねがございました。令和3年度、年次休暇の平均取得日数は、8.6日というふうになってございます。

これにつきましては、新型コロナウイルス対応ですとかGIGAスクールがございまして、なかなか増えていかないところが現状でございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

はい。亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

全部を取るっていう難しいと思うのですが、やはり、すごく疲労困憊されているのも私の目から見ても分かるので、なるべく取れるように先生方に言っていただければと思います。よろしくをお願いします。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第28号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第4 第29号議案 令和4年度綾瀬市教育委員会表彰被表彰者の決定について」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第29号議案 令和4年度綾瀬市教育委員会表彰被表彰者の決定について」、説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

提案理由でございますが、中段に記載のとおり、教育に貢献のあった個人又は団体を表彰するに当たり、今年度の表彰者を決定いたしたく、提案するものです。

被表彰者の候補者につきましては、教育委員会の各所属や各小・中学校からの推薦のほか、市の広報及び市のホームページに表彰候補者について案内を掲載し、推薦を受け付けたものでございます。

その候補者につきまして、11月11日に教育長を委員長とし、教育委員会の部長、各所属長及び生涯学習課長を委員とする選考委員会を開催し、被表彰者の選考を行っております。

選考の結果、令和4年度の被表彰者は、議案書6ページにございます個人37名、団体11団体、併せまして48の個人・団体となっております。

それでは、表彰内容につきましてご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

一覧は、左から順に、番号、小学生から社会人までの区分、被表彰者氏名、選考の対象となった功績事項、該当する選考基準、受賞歴となっております。

はじめに、(1)の8年以上にわたり学校嘱託医又は学校薬剤師として尽力し、その功労が顕著な方でございます。

1番の村上氏は綾瀬市学校嘱託医、2番の長岡氏は綾瀬市学校薬剤師として、ご尽力いただいたことによる功績でございます。

次に、(2)社会教育活動に尽力し、その功労が顕著な方又は団体でございます。

3番の金子氏はPTA連絡協議会会長を、4番の小野氏は綾瀬市地域婦人団体連絡協議会役員を務められ、ご尽力されたことによる功績でございます。

次に、(3)スポーツ的分野又は文化的分野の活動において、優れた成績を収めた方又は団体でございます。

5番の福田さんから10ページの44番、綾瀬市立早園小学校PTAまで、小・中の順、個人・団体の順で記載してございます。

40の個人又は団体が、スポーツ的分野又は文化的分野の活動において、優れた成績を収められたことによる功績でございます。

最後に、11ページをご覧ください。(4)ボランティア活動に尽力し、その功労が顕著な方又は団体でございます。

45番の中丸氏及び46番の増田氏は、落合小学校周辺において、毎朝、児童の登校時の見守り活動にご尽力いただいております方でございます。

47番の落合小学校吉岡通学路ボランティア及び48番の中村自治会第6区児童見守り隊は、児童の登校時の見守り活動にご尽力いただいております団体でございます。

表彰内容の説明につきましては、以上でございます。

なお、表彰式につきましては、令和5年2月11日、土曜日の建国記念の日に、綾瀬市オーエンス文化会館小ホールにおいて開催する予定でございます。

当日は、新型コロナウイルス感染症対策として、受付での手指消毒や検温の実施、入場者数の制限を行うとともに、短時間での開催を予定しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第29号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

はい。平出委員。

○委員（平出恵子君）

9ページで、ソフトテニス大会で全国大会出場というような方が4名いらっしゃるようですが、どこかの中学校のテニス部のお子さんでしょうか。

あともう一つは、36番の綾瀬クラブ、綾瀬市立中学校軟式野球合同チームとありますが、これは、市内の中学校野球部の合同チームということによろしいでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

はい、まず一つ目のソフトテニスの関係でございます。こちらにつきましては、綾瀬中学校がメインとなっております。

綾瀬クラブ合同チームでございますが市内の中学校5校から生徒を招集いたしまして、合同チームとして組んでいるような状況になってございます。以上です。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

はい。平出委員。

○委員（平出恵子君）

43番、44番のPTAの広報紙コンクールですが、これは市内のコンクールと県のコンクールを経て全国ということでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

はい、広報紙の関係でございますが、神奈川県PTA協議会の広報紙コンクールのほうで、城山中につきましては優秀賞、早園小につきましては優良賞を受賞しておりまして、全国の小・中学校のPTA広報紙コンクールのほうに出場しているというような状況になってございます。

以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

はい。平出委員。

○委員（平出恵子君）

私も小・中学校に娘がいるときに、PTAとして広報紙・広報委員に携わらせていただいたのですが、本当に広報紙を作るのは大変で、どういったものを作れば良いのか悩むものなのですが、こういったすばらしい賞をいただくような広報紙が市内であれば、委員さんたちの参考になると思いますし、大変な中で一生懸命作ってくださった役員さんたちに感謝したいなというふうに思います。

○教育長（袴田毅君）

はい。亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

36番の野球部の合同チームなのですが、各学校から優秀な子たちが選ばれたチームで綾瀬市を代表として行ったのであれば、これは合同チームでなく選抜チームと表記していただいたほうが分かりやすいと思いますがいかがでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

学校からの推薦書の中でそのような表記になっていますのでこのような表記をさせていただいているところでございます。

表記の方法については来年度以降、学校の方に確認しながら、検討し、推薦書を上げてもらうような形にしていきたいと思います。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしくをお願いします。

他はいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第29号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第5 第30号議案 臨時代理の承認について（令和4年度一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて）」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは「第30号議案 臨時代理の承認について（令和4年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて）」、ご説明いたします。

議案書の13ページをご覧ください。

提案理由でございますが、下段に記載のとおり、令和4年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算について、令和4年12月7日付けで補正予算の市議会12月定例会への上程を依頼するため、綾瀬市長への意見の申入れについて緊急を要したため、その事務を教育長が代理しましたので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定により、ご報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

補正の理由でございますが、令和5年9月からの実施を予定しております学校給食の米飯を一食方式（個食缶方式）から、児童・生徒が自ら米飯を食器によそう飯缶方式への変更に伴う、食器の購入と、学校に設置しております牛乳保冷庫の更新に伴います計画台数の購入につきまして、令和5年度当初予算に計上を予定しておりましたが、今年度に再編関連訓練移転等交付金を活用し、前倒しして購入することとなりましたことから、令和4年度予算を補正するものでございます。

14ページをご覧ください。

はじめに、「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

上段、1の歳入でございますが、今回補正を行うのは、歳入予算のうち「16款 国庫支出金」、「4項 交付金」について、1,827万5,000円を増額するものでございます。

次に中段、2の歳出でございますが、今回補正を行うのは「10款 教育費」、「1項 教育総務費」について、食器及び牛乳保冷庫の購入に係る費用のほか、教育委員会の所管ではございませんが、人事院勧告に伴う職員給与費の増に対応するため、2,424万7,000円を増額するものでございます。

15ページ・16ページをご覧ください。

ただ今ご説明いたしました補正予算の内容について、「歳入歳出補正予算事項別明細書」に記載をしてございます。

はじめに、上段の歳入でございます。

「16款 国庫支出金」、「4項 交付金」、「3目 再編関連訓練移転等交付金」について、先ほどご説明申し上げましたとおり、1,827万5,000円を増額するものでございます。

次に下段の歳出でございます。

「10款 教育費」、「1項 教育総務費」、「4目 学校給食センター費」でございますが、表の右側、「節」の欄に記載のとおり、「10節 需用費」として932万8,000円、「17節 備品購入費」として1,300万7,000円をそれぞれ計上するものでございます。

最後に、18ページをご覧ください。

再編関連訓練移転等交付金を活用し、令和4年度内に食器や牛乳保冷庫を購入するために早急な対応が必要となりましたことから、冒頭にご説明申し上げましたとおり、教育長の臨時代理により令和4年12月7日付けで補正予算の市議会12月定例会への上程を市長へ依頼したものであり、補正予算に係る市議会の議案につきましては、令和4年12月15日に市議会に上程され、同日付で議決をいただいております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第30号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いたします。

はい。亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

今回、再編関連訓練移転等交付金が入っての補正予算なのだと思うのですが、これは全体ではなく、一部だと思うのですが、全体の金額はいくら入ったのかということをお教えいただければと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長

○教育総務課長（佐藤三浩君）

再編関連訓練移転等交付金の関係でございます。市に入ってきております全体での交付金額については、4,380万円とお伺いしております。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

はい。亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

そうすると半分ぐらいが、教育委員会関係に入ってきたということですね。良かったと思います。ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

他にございますか。

はい。齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

この補正予算の再編関連訓練移転等交付金というのは毎年入るようなものでしょうか。今回だけの特別な臨時の交付金なのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤三浩君）

こちらの交付金につきましては、毎年入るものではございません。臨時的に入るものになります。オスプレイの整備を厚木基地でしたときにのみ入るような形になるということでお伺いしております。

平成30年に実施された訓練に対して、交付されているというような状況になってございます。

以上でございます。

○委員（齊藤隆訓君）

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

はい。田中職務代理。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

牛乳保冷庫の数について10台というお話がありましたが、この10台というのは、具体的にどの学校とか分かるようであれば教えていただきたいのと、残りの台数は大丈夫なのか、ふと思ったので、そここのところの状況も教えていただきたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（森山秀徳君）

小・中学校の牛乳保冷庫でございますが、総台数が15校で21台でございます。

学校では構造、校舎の建て方が、新館と別館のような形で分かれているところもございます。ということで配膳室が2か所あるという学校もございまして、15校1台ずつではなくて2台ある学校もございます。

今回の10台でございますが、平成18年に購入しているもの、こちらのもの10台が経年劣化によりまして、その性能のほうがいぶ、毎年点検をしているのですけれども、電流の負荷と

かが一部高くなっておりますので、来年度の令和5年度の予算に盛り込んでいたのですが、ちょうどこの訓練交付金が出るということで、それであれば点検した中で、電流負荷が若干高いもの、こちらの10台を購入させていただくということになっております。

なお、その内訳でございますが、綾瀬小学校、北の台小学校、土棚小学校、北の台中学校、春日台中学校、綾西小学校、早園小学校、天台小学校、落合小学校でございます。なお綾西小学校につきましては、2台となっております。以上の10台でございます。

残り11台に関しましては、今の計画といたしましては、令和5年度に6台、令和7年度に5台で、全て21台という計画を今持っております。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしいでしょうか。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

結構です。

○教育長（袴田毅君）

他にいかがでしょうか。

はい。齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

廃棄の費用というのもこの金額の中に含まれているものでしょうか。結構大きなものだと思いますので。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（森山秀徳君）

廃棄の件でご質問いただきました。今回の10台の購入に関しては、この廃棄処分という形も事業的には含まれております。

ただ、処分費については交付金の方がおりませんので一般会計での財政負担ということになります。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

○委員（齊藤隆訓君）

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

はい。平出委員。

○委員（平出恵子君）

食器購入についてお伺いしたいのですが、今回、ご飯椀の購入ということですが、飯缶方式に変わるにあたって、食器で変わるものはご飯椀のみなのでしょうか。トレーも変わるのかなという認識でいたのですが。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（森山秀徳君）

委員のおっしゃいますとおり、今回のご飯椀のほかに、すでに試食をいただいたときに利用しました角ランチ皿が、食器としては挙がっております。

付随して、来年度の予算ではそれを入れる食器かごですとか、しゃもじ等を来年度の当初予算で購入させていただく予定であります。

以上でございます。

○委員（平出恵子君）

角ランチ皿というのはトレーというか下に敷く大きいやつでしょうか。

○学校給食センター所長（森山秀徳君）

丸いところが2か所あり、長いところが2か所、ちょうど対になった形で、以前ご試食いただいたときに使用したものでございます。

○委員（平出恵子君）

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは質疑・討論なしと認めます。

これより、第30号議案を採決いたします。

本件を報告のとおり承認することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第7 陳情第2号 綾北中学校のマーチングバンド活動に伴う騒音についての陳情」、この件を議題といたします。

はじめに、受理した陳情書を事務局職員より読み上げてもらいます。

石井教育総務課総務担当総括副主幹、お願いいたします。

○教育総務課総務担当総括副主幹（石井久子君）

綾北中学校のマーチングバンド活動に伴う騒音についての陳情

1 陳情の要旨

土日の昼間に行われるマーチングバンドの音・振動が部屋の中に響いてきて迷惑しています。私の自宅は綾北中学校から直線距離で800～900m程の所にありますが、これだけの距離に音や振動を伝える行為は、私にとって迷惑です。公益性も見出し得ません。

無論、即刻中止せよなどと主張するつもりはありませんが、私のように困っている人もいるのではないかと考え、綾瀬市教育委員会におかれては、当該マーチングバンドが出す音・振動についての環境調査や周辺住民へのアンケート調査の実施、その結果を踏まえての対策をお願いしたい次第です。

2 陳情の理由

前記の内容が主な理由ですが、経緯について記します。10月初旬のことだったと思いますが、当該の音・振動が気になり、どこから発生しているのか探してみると、綾北中学校のマーチングバンドでした。電話してみましたが録音機能なしの留守電でした。

直接立ち入って話そうかとも思いましたが、関係者以外の立ち入りを禁ずる旨の看板があり断念しました。自宅に帰ってから警察に通報しましたが、結果として音・振動は変わらず翌週も続いたので、合計3回警察に通報しましたが、やはり変化はありませんでした。

改めて警察の方に事情を聞くと顧問の方は「対策はしている」と言ったそうです。（その方の性別名前は不明）

その「対策」の内容がどういったものか聞きたかったので11月7日午後3時55分に綾北中学校に電話をして「顧問か監督の方と話がしたい」旨を伝えるとヨシオカさんという女性が出られました。

マーチングバンドの音、振動に迷惑している旨と、前述の対策の内容について質問すると「顧問が多くいて、警察に対応した人がわからないので折り返し連絡する」とのこと。「何時くらいになりそうか」と問うと、「17時台には」と仰ったので「それ以降でも構いません」と答えたのですが、電話はありませんでした。

以上のことから、綾北中学校に説明の意思がないと判断し、陳情に至った次第です。

○教育長（袴田毅君）

次に、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「陳情第2号 綾北中学校のマーチングバンド活動に伴う騒音についての陳情」に関する本市の現状等について、ご説明いたします。

はじめに、部活動についてでございますが、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、教育的意義が大きいことから、本市としてもその推進を図っているところでございます。

綾北中学校のマーチングバンド活動につきましては、教育委員会といたしましても活動の中で一定の騒音を伴うことは認識しており、これまでも周辺住民にご理解・ご協力をいただきながら実施してきたところでございますが、陳情の趣旨でもご指摘いただいているように、土曜日・日曜日の昼間に行われるマーチングバンドの活動につきましては、周辺住民への影響を配慮する必要があると考えます。

大会等の出場が差し迫っている場合等を除き、練習は、極力屋内の施設を使用したり、土曜日又は日曜日のどちらかを休みにしたりするなどの対応を指導してまいります。

以上の旨を陳情者へ回答してまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

事務局から本陳情に関する現状と対応案等の説明が終了しましたが、ただ今の事務局からの説明及び本陳情への対応案につきまして、質疑・意見等がございましたらお願いいたします。

はい。齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

この陳情者の方とは連絡は取れているのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（上山智也君）

学校長より何度かご連絡を差し上げて、この陳情書にある吉岡さんの話なのですが、ちょっと行き違いがあったようで、当日回答というふうなところで捉えてなかったっていうところで。後日、何度か連絡したのですがなかなか通じず、その後学校長のほうから幾度となくご連絡したり、

訪問したりさせていただいたような経過がございます。

その後、何度か連絡しているうちに連絡がとれまして、内容のほうを聞き取り、お話を聞いたという経緯がございます。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

連絡はとれているということですね。

他はいかがでしょうか。

はい。平出委員。

○委員（平出恵子君）

迷惑となるような時間、例えば夜遅くや朝早くですとか、そういった時間帯の工夫は、具体的にどのような感じでされているのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（上山智也君）

時間帯の工夫といいますと基本的には部活動の活動の範囲内というようなところでの活動で行っているという状況でございます。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

田中職務代理。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

屋内の施設を使用するという対応については、他の部活動とも関連すると思いますが、学校との調整もできているという理解で良いですか。

また、土日のいずれかを休みにするという対応については、これも同じように、今度はマーチングバンド部と関連するものだと思います。あまり具体的に書きすぎるとそれが絶対となってしまうので、自分もこれで良いと思っていますが、これもマーチングバンドの部活の方と確認ができていのかもし分かるようでしたら教えてください。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（上山智也君）

屋内の施設の利用についてですが、もちろん他の部活との兼ね合いもあるので学校とも調整しています。陳情の内容でも特に土日というところがありますので、できる範囲でということ体育館等を使ったり、どちらかを休日にしたりするという工夫をしながら進めていきたいというこ

とで、学校と調整がついております。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

せっかくのすばらしい綾瀬の部活動の一つだと思っていますので、対応もしていかなければいけないと思うのですが、配慮しながら両立できるようにしてあげられたら良いと個人的には思いました。

マーチングバンド以外の騒音については、他の学校なども含めて、何か今年度上がっているものはあるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（上山智也君）

他の学校も含めて騒音ということは、この1件でございます。

以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

それは今年度ということですか。

○教育指導課長（上山智也君）

はい、今年度です。

○教育長（袴田毅君）

はい。亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

土日のどちらか休みにしたりするのは、私は良いなと思うのですが、例えば大会が近づいている時は、やはり土日両方練習したいと思うのですね。

そういう場合、例えば学校の体育館は他の部活との調整が必要だと思うのですが、スポーツセンターは部活で使用とかできるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（上山智也君）

事前に申請等があれば使用可能かと思いますが、一般の利用者もいらっしゃいますので、そういったところが調整になるのかなというふうに思います。以上でございます

○教育長（袴田毅君）

いかがですか。

はい。亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

体育館等だけじゃなく、スポーツセンターも上手く活用して。子どもたちの練習の時間を削っちゃったらかわいそう、あんなに素敵なものなので。その辺はどうにかしていただけたらと思います。

○教育長（袴田毅君）

では、要望ということで。

教育部長の方から教育的意義は非常に大きいとお話がありました。ただし、陳情された方もやはり辛さというものが当然あるわけですので、お互いの主張を両立できるような解決策を上手く探っていって欲しいなと思います。

他はよろしいですか。

（ 意見等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは、他にご意見などもないようですので、本陳情への対応は、事務局から説明のあった対応としてよろしいでしょうか。

（ 異議なしを確認 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは、事務局から説明のあった対応で、陳情者に回答をしていただきたいと思います。

以上で、陳情第2号を終了いたします。

それではここで、暫時休憩といたします。

（ 関係者以外の退席 ）

非公開の審議

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議12月定例会を閉会いたします。

午後2時51分 閉会